

日本ハーディ協会会則

1. 本会は日本ハーディ協会（The Thomas Hardy Society of Japan）と称する。
2. 本会はトマス・ハーディ研究の促進、内外の研究者相互の連絡をはかることを目的とする。
3. 本会につきの役員をおく。
(1)会長 1名 (2)顧問若干名 (3)幹事（各種委員長及び会計）若干名 (4)運営委員 (5)会計監査
4. 会長および顧問は運営委員会が選出し、総会の承認を受ける。運営委員は会員の意志に基づいて選出されるものとする。運営委員会は実務執行上の幹事を互選し、総会の承認を受ける。会長および顧問は職務上運営委員となる。役員任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、顧問の任期は特に定めない。
5. 幹事は会長をたすけて会務を行う。
6. 本会はずぎの事業を行う。
(1)毎年1回大会の開催 (2)研究発表会・講演会の開催 (3)研究業績の刊行 (4)会誌・会報の発行
7. 本会の経費は会費その他の収入で支弁する。
8. 本会の会費は年額4000円（学生は1000円）とし、維持会費は一口につき1000円とする。
9. 本会に入会を希望する者は申込書に会費をそえて申し込まなければならない。
10. 本会は支部をおくことができる。その運営は本会事務局に連絡しなければならない。
11. 本会則の改変は運営委員会の議をへて総会の決定による。

附則 1. 本会の事務局は当分の間近畿大学におく。

2. 本会の会員は会誌・会報の配布を受ける。

(2020年10月改正)